

令和6年(2024年)11月

総務委員協議会資料

総務部 契約検査課

案 件

令和7年度の入札・契約制度について

1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、これまでも、入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきており、令和7年度から実施する予定としている制度改正の内容を報告するものです。

2. 内容

(1) 入札不調・中止の発生抑制に向けた取組について

建築設計業務委託をはじめとして、業務委託において、入札参加者数が少なく、入札不調・中止となる案件が増加し、入札手続を繰り返すこととなり、当初の予定どおりに事業を進められなくなるが増加してきています。これまでも、多岐にわたる取組を行ってきましたが、更に、事業の円滑な履行を図り、市民サービスの向上につなげるとともに、入札契約事務の効率化を図るため、以下のとおり、取組を行うものです。

① 建設コンサルタント等業務の制限付き一般競争入札における入札参加件数制限の撤廃

現在、建設コンサルタント等業務の制限付き一般競争入札においては、市内業者の入札参加が非常に少ない上に、入札不調・中止となる案件が増加していることから、同時期に発注する案件数に応じて準市内業者及び市外業者に設定している入札参加件数制限を撤廃します。

<見直し内容>

| 見直し後 | 現行 | | | |
|--|---------------------------------|------|-------|------|
| 建設コンサルタント等業務に係る 入札参加件数の制限を撤廃 | 業種ごとに同時期（同一公告日）発注数に応じて参加可能件数を設定 | | | |
| | 発注数 | 市内業者 | 準市内業者 | 市外業者 |
| | 0～4件 | 制限なし | 2件 | 1件 |
| | 5～9件 | 制限なし | 3件 | 2件 |
| | 10件～ | 制限なし | 4件 | 3件 |
| (参考) 令和6年度建築設計（9月24日現在） 38件中 中止又は不調 29件（76.3%） | | | | |

② 制限付き一般競争入札の対象の拡大

入札参加者の増加を図り、入札における更なる競争性の確保及び向上を図るため、これまで指名競争入札によっていた案件の一部を、制限付き一般競争入札の対象とします。

※市内業者の受注機会の拡大を図る観点から、一部案件については、現行どおり、指名競争入札とします。

<見直し内容>

| 見直し後 | 現行 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 市外業者までを対象とする予定価格<u>50万円超350万円未満</u>の委託全般に、制限付き一般競争入札の対象を<u>拡大</u>・ (変更なし) | <ul style="list-style-type: none">・ 市外業者までを対象とする予定価格<u>350万円以上</u>の委託・ 市内・準市内業者を対象とする予定価格500万円以上の委託 |

(2) 担い手の確保及び適正な競争の確保に向けた取組について

現在、国を挙げて労働者の処遇改善及び経済の好循環に向けた取組が推進されている一方で、地方公共団体における契約は、価格競争を原則としており、適正な価格競争を確保することも求められています。

そこで、適正な価格競争を確保した上で、地域建設業の維持を図るとともに、労働者の処遇改善につなげるよう、以下のとおり、取組を行うものです。

① 同時受注防止方式の拡充

令和6年度から、くじ案件同時受注防止方式及び希望型同時受注防止方式を導入したところですが、更なる受注機会の確保を図るため、同時受注防止方式（いわゆる取抜け制度）を拡充します。

<見直し内容>

| 見直し後 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>【同一開札日同時受注防止方式】</u> <u>1 案件を落札した者（A）が、同日の以後の同業種の案件を落札することとなる場合において、当該案件につき、予定価格と最低制限価格の範囲内の2位の者がAの入札金額で契約する意思があるときは、Aと契約しない。</u> <u>なお、当該2位の者がAの入札金額で契約する意思がないときは、Aと契約する。</u></p> | <p><u>【くじ案件同時受注防止方式】</u> <u>くじ引きで1 案件を落札した者は、同日の以後の同業種のくじ引き案件においては、落札者としな</u><u>い。</u> <u>くじ引きによらない場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内の最低価格入札者を落札者とする。</u></p> |

② 労務者賃金の原資を確保する金額による入札に向けた取組

国を挙げて労働者の処遇改善及び経済の好循環に向けた取組が推進されている一方で、地方公共団体における契約は、価格競争を原則としており、適正な価格競争を確保することも求められています。

以上のことから、事業者が持続的に労働者の賃金を引き上げるための原資を確保しつつ、価格競争の活発化が期待できる取組の両立を可能とする見直しを行います。

<取組内容>

本市が予定価格の設定に公共工事設計労務単価（国土交通省が毎年度定めている、公共工事の発注者が発注に当たっての設計に用いる労務単価。最低賃金より高い。）を用いていることを示した上で、予定価格の60%を最低制限価格としている公園管理（除草、樹木管理）等の委託案件の一部において、一律の最低制限価格制度に代えて、案件ごとに労働条件の悪化を防止するために最低限必要な価格を設定し、入札金額がその価格を下回った場合は低入札価格調査をした上で、適正な労務費を確保できる入札金額であることを確認した場合は落札者とするよう、新たに、低入札価格調査制度を試行導入する。

| 見直し後 | 現行 |
|--|--|
| 入札金額が、 <u>公共工事設計労務単価を用いて積算した労務費を確保できるもの</u> であることを確認の上、落札者とする。 | 入札金額が、 <u>予定価格と最低制限価格（予定価格の60%）の範囲内</u> であれば、落札者とする。 |

③ 低入札価格調査制度の対象拡大

低入札価格調査制度は、入札不正行為の防止に資するとともに、本市にとってより有利な契約の締結を図るために活用しています。入札参加者のほとんどが最低制限価格で入札し、くじによる落札決定となっている入札が多くみられる、予定価格1,000万円以上の舗装工事及び造園工事を、新たに対象に加えるものです。

なお、低入札価格調査においては、適正な施工の確保を徹底するため、国から示された指針に列挙された事項等について適切に調査をする必要がありますが、着眼点の整理を進め、より効率的に取り組みます。

<見直し内容>

| 見直し後 | 現行 |
|--|--|
| <p>【工事】 予定価格（税込）<u>1,000万円以上1億5,000万円未満の舗装工事及び造園工事に、低入札価格調査制度の対象を拡大</u></p> | <p>【工事】 予定価格（税込）1億5,000万円以上 ただし、土木一式工事及び管工事は1億円以上</p> <p>(参考) 令和5年度 舗装工事 15件中14件が最低制限価格でくじ 造園工事 6件中3件が最低制限価格でくじ</p> |

3. 実施時期

令和7年（2025年）4月に発注する案件から実施する予定です。

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 計画の推進に向けた基盤づくり

計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法施行令 枚方市契約規則 枚方市契約規程